

## 契 約 書 (案)

- 件 名
- 業 務
- 履行期間
- 委託金額 金円  
(消費税及び地方消費税円を含む)
- 支払条件 検査後払い
- 契約保証金 免 除

上記の業務について、発注者と受注者は、対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2026年 月 日

発注者 住所 東京都中央区銀座8丁目17番1号PMO銀座II2階  
使用済燃料再処理・廃炉推進機構  
氏名 副理事長 鴫田真孝

受注者 住所  
氏名

(総 則)

- 第1条 発注者(以下「甲」という。)及び受注者(以下「乙」という。)は、この契約書(冒頭を含む。以下同じ。)に基づき、実施計画を記載した別添「仕様書」及び「提案書」(以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を甲に引き渡すものとし、甲は、その委託金額を支払うものとする。
- 3 乙は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 乙は、この契約の履行に当たっては、甲から提供を受けた情報を適正に管理し、当該情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等が生じないように万全の対策を講じなければならない。
- 5 乙は、この業務を完了したときは、甲の指示に従って前項の情報を甲に返還し、又は抹消する措置を講じなければならない。
- 6 乙は、この契約の遂行に伴う、談合等の不正行為の取扱い及び暴力団関与の場合の取扱いについては、別記特記事項を守らなければならない。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 10 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号。以下同じ。)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約書の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(安全の確保)

- 第3条 乙は、業務の実施に当たっては、人身及び施設に関する事故又は災害(以下「災害等」という。)の発生を防止するため、万全の予防措置を講ずるものとし、万一災害等が生じたときは、乙はその被害を最小限度にとどめるよう最善を尽くさなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 甲および乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 乙は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(知的財産権の範囲)

第5条 この契約書において、「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法(昭和34年法律第121号。以下同じ。)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、実用新案法(昭和34年法律第123号。以下同じ。)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、意匠法(昭和34年法律第125号。以下同じ。)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権(以下「商標権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号。以下同じ。)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、種苗法(平成10年法律第83号。以下同じ。)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権」と総称する。)
  - 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。)
  - 三 著作権法(昭和45年法律第48号。以下同じ。)第2条第1項第1号に規定する著作物、著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利(以下「プログラム等の著作権」と総称する。)
  - 四 前3号に掲げる権利の対象とならないこの契約に基づき知り得た情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利
- 2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては意匠、回路配置利用権の対象となるものについては回路配置、プログラム等の著作権の対象となるものについては著作並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(知的財産権の譲渡等)

- 第6条 乙は、業務の成果として得られた知的財産権を、乙または第三者が従前から保有していた知的財産権および汎用的な利用が可能な知的財産権を除き、甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 乙は、再委託者等(乙の役職員並びに第13条第2項に規定する再委託者及びその役職員を含む。以下本条において同じ。)に知的財産権がある場合、前項に規定する知的財産権譲渡に支障をきたすことがないよう当該再委託者等より成果物の知的財産権の全てを譲り受けなければならない。ただし、譲渡を受けられない特段の事情がある場合は、別途協議するものとする。
- 3 乙は、甲による成果物の所有及び使用(複製、翻案、公表その他一切の使用形態を含む。以下同じ。)は、第三者の知的財産権を侵害するものではないことを保証する。甲による成果物の所有及び使用について、甲が、第三者から知的財産権の侵害を理由にその廃棄又は使用の停止並びに損害賠償の請求を受けた場合には、乙の費用と責任において解決するものとし、万が一、甲が費用、損失又は損害を負担した場合には、甲の請求により、その償還、補償又は賠償に応じなければならないものとする。
- 4 乙は、成果物が著作物に該当する場合には、自ら甲に対して著作者人格権を行使せず、また、再委託者等をして甲に対して著作者人格権を行使させないものとする。
- 5 乙は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしな

かわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第46条第1項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

- 6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作権をいい、成果物として甲に引渡されたものを除く。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいい、成果物として甲に引渡されたものを除く。)について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 7 前6項の規定にかかわらず、甲乙が協議の上、成果物の一部又は全部の知的財産権の帰属等について別途取り決めた場合はその取り決めによる。

(知的財産権の管理)

- 第7条 乙は、甲の申出により業務に係る発明等について、甲乙協議により合意した場合、次の各号に掲げる手続を代行するものとする。なお、本手続は甲の名義により行うものとする。
- 一 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
  - 二 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
  - 三 プログラム等の著作物にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
- 2 甲は、前項の場合において委託業務に係る知的財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき(ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。)に、乙に対し、乙が当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。

(ノウハウの指定)

- 第8条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。
- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
  - 3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託業務完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は、短縮することができる。

(職務発明規程の整備)

- 第9条 乙は、この契約の締結後速やかに従業者又は役員(以下「従業者」という。)が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務発明規程を定めなければならない。また、甲は当該契約書又は職務発明規程の開示を乙に求めることができる。

(知的財産権等の使用)

- 第10条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「知的財産権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(財産の管理)

- 第11条 乙は、委託金によって作成、製造し、又は取得したもののうち、通常の管理又は修理をするものとした場合に予想される使用可能期間が1年以上であり、かつ法人税法施行令(昭和

40年政令第97号)第52条第1項各号に基づき算定される取得価格が20万円以上のもの(以下「取得財産」という。)について、毎年度、取得財産管理台帳(以下「管理台帳」という。)を作成しなければならない。

- 2 乙は、業務の最終年度における第34条第2項に定める検査結果の通知を受けた日から30日を超えない範囲内に、業務に係る全ての管理台帳の写し(ただし、甲が指定した事項がある場合は、これを記載するものとする。)を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、前項に定める管理台帳の写しの提出を受けて甲が指定するものについて、甲の指示するところにより、甲又は甲の指定する者に所有権を移転しなければならない。
- 4 甲は、前項に規定する指定を、第2項に基づく乙からの管理台帳の提出を受けた日から60日を超えない範囲内に行うこととし、当該期間に指定のない取得財産の処分については、次条に定めるところにより、その処分を行うことができる。
- 5 乙は、第3項に基づき甲が指定した取得財産を亡失又はき損したときは、その損害は全て乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

#### (財産の処分)

- 第12条 乙は、前条第3項に規定する甲による指定のない取得財産及び甲からの承認を得た取得財産のうち業務の終了後においても引き続き所有するもの以外のものについては他の第三者への売却を行うものとし、これらが困難な場合には廃棄を行うものとする。
- 2 乙は、前項に定める処分を、業務の最終年度における第34条第2項に定める検査結果の通知を受けた日から起算して1年を経た日までに終えなければならない。
  - 3 第1項に規定する乙が引き続き所有する取得財産及び同項に基づき他の第三者へ売却する取得財産の価格は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に基づき算定される簿価とする。
  - 4 乙は、第1項に規定する引き続き所有する取得財産及び同項に基づき他の第三者へ売却した取得財産についての前項に基づく価格の合計からこれらの売却及び第1項に基づく廃棄に要した費用(ただし、甲からの解体撤去費等の予算措置がある場合にはこれを除く。)の合計を差し引き利益が生じた場合は、第2項に基づく処分を終えた日から6か月を超えない範囲内にその利益を甲に納付するものとする。ただし、損失が生じた場合には、乙がこれを負担するものとする。
  - 5 甲は、第1項に定める処分に関し、必要に応じ、報告徴収、立入検査等所要の措置を講ずることができる。

#### (再委託)

- 第13条 乙は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- 2 乙は、再委託(委託業務の一部を第三者(以下「再委託者」という。)に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。)をしてはならない。ただし、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理以外の業務を再委託する場合であって、当該再委託が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
    - 一 本契約の締結時における別添の実施体制図に定めるものであるとき。
    - 二 甲の承認を得たものであるとき。
    - 三 乙が再委託者に支払う契約金額が100万円未満で、かつ委託金額の50%以下に該当するとき。
  - 3 乙は、前項第二号の甲による承認を受けようとする場合は、あらかじめ様式第1により作成した再委託承認申請書を甲に提出しなければならない。
  - 4 乙は、再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

- 5 乙は、再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について、再委託者と書面にて約定しなければならない。なお、乙は、当該約定に当たっては、第1条第4項から同条第6項まで及び第46条に基づき乙に課される義務と同等の義務を再委託者に課さなければならない。また、再委託を行う場合においては、再委託者と約定した書面写し(本条に関わる部分のみでも可とする。)を遅滞なく甲へ提出しなければならない。

#### (実施体制等の確認)

- 第14条 甲は、乙又は乙の再委託者の実施体制、業務実施状況、品質保証及び品質保証活動の実施状況を確認するために客観的かつ合理的に必要なときは、乙に報告を求め、又は乙の事務所、事業場等若しくは乙の立会いのもと再委託者の事務所、事業場等に立入り、調査することができる。
- 2 乙は、前項の場合、調査の目的を達成するために必要な証憑類、その他の関係資料を甲に提示しなければならない。
  - 3 甲は、乙又は乙の再委託者の実施体制又は業務実施状況に関して改善の必要を認めた場合、乙にその改善を求めることができる。

#### (監督職員)

- 第15条 甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
    - 一 この契約の履行に関する乙又は第16条第1項に規定する実施責任者等との協議
    - 二 この契約書及び仕様書等の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
    - 三 甲の意図する成果物を完成させるために特に必要と認めるときにおける乙又は乙の実施責任者等に対する業務に関する通知
    - 四 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
  - 3 甲は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、また監督職員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
  - 4 第2項の規定に基づく監督職員の通知又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
  - 5 この契約書に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

#### (受託業務実施責任者又は現場代理人・災害防止責任者)

- 第16条 乙は、本業務の実施に当たり、仕様書等で受託業務実施責任者又は現場代理人及び災害防止責任者(以下「実施責任者等」という。)の配置義務がある場合は、これらを定め、甲の承認を受けるものとする。
- 2 実施責任者等は、仕様書等において別段の定めがあるときを除き、これを兼任することができるものとする。

#### (実施責任者等に対する措置請求)

- 第17条 甲は、実施責任者等、乙の使用人又は第13条第2項に規定する再委託者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、

必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、監督職員がその業務の執行について著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(履行報告)

第18条 乙は、仕様書等に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(貸与品等)

- 第19条 甲が乙に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。
- 2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
  - 3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 4 乙は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書等の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。
  - 5 乙は、故意又は過失により貸与品等を滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能なときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(仕様書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第20条 乙は、業務の内容が仕様書等又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託金額を変更し、又、乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第21条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、様式第3により作成した確認請求書によりその確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
  - 二 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 仕様書等の表示が明確でないこと。
  - 四 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
  - 五 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じな

い場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、仕様書等の変更内容は、甲と乙とが協議して定める。
- 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第22条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、甲乙協議の上、仕様書等の変更をすることができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第23条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、乙の責に帰することができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、乙が業務を行うことができないと認められるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
  - 3 甲は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、乙と協議のうえ必要があると認められるときは履行期間若しくは委託金額を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る乙の提案)

- 第24条 乙は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は、発案したときは、甲に対して、様式第3により作成した確認請求書により当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。
- 2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を乙に通知するものとする。
  - 3 甲は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は委託金額を変更しなければならない。

(乙の請求による履行期間の延長)

- 第25条 乙は、その責に帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、様式第3により作成した確認請求書により甲に履行期間の延長を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があった場合は、甲乙協議により履行期間を延長しなければならない。甲は、その履行期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、甲乙協

議の上、委託金額の変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（甲の請求による履行期間の短縮等）

第26条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、甲乙協議の上、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この契約書の他の条項により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、甲乙協議の上、委託金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第27条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が、履行期間の変更事由が生じた日（第25条の場合にあっては、甲が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（委託金額の変更方法等）

第28条 委託金額の変更については、甲乙協議して定める。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聞いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が委託金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

（臨機の措置）

第29条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に様式第3により作成した確認請求書により直ちに通知しなければならない。

3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が委託金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、甲がこれを負担する。

（一般的損害）

第30条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第32条第1項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第31条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不相当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第32条 成果物の引渡し前に、天災等（仕様書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で甲乙双方の責に帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、試験等に従事する業務の出来形部分（以下本条及び第45条第2項において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。

4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他乙の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち、委託金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。  
一 業務の出来形部分に関する損害  
損害を受けた出来形部分に相応する委託金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 仮設物又は調査機械器具に関する損害  
損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害取片付けに要する費用の額の

累計」と「委託金額の100分の1を超える額」とあるのは「委託金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(委託金額の変更に代える仕様書等の変更)

第33条 甲は、第20条から第26条まで、第29条又は第30条の規定により委託金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の委託金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第34条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲または甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した場合は、成果物の納品(以下「引渡し」という。)を受けるものとし、乙は、甲に引渡しをしなければならない。この場合に、当該引渡しをもって、成果物の所有権は乙から甲に移転する。

4 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

(委託金額の支払)

第35条 乙は、前条第2項の検査に合格し、引渡しをしたときは、委託金額の支払を請求することができる。

2 甲は、検査によって業務の完了を確認し引渡しを受けた日の属する月の翌月末までに委託金額を支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、乙は業務の完了前に業務に必要な経費の支払を受けようとするときは、様式第2により作成した概算払請求書を提出することができ、甲は、適当と認めたときはこれを支払うことができる。

4 乙が適格請求書発行事業者として登録されている場合、甲(発注者)が検査した日の属する月の翌月末までに、適格請求書等保存方式における適格請求書を発注者へ送付するものとする。

(支払遅延利息)

第36条 甲は、自己の責任に帰すべき事由により、前条の期間内に対価を支払わないときは、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、当該金額に対し民事法定利率の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(引渡し前における成果物の使用)

第37条 甲は、第34条第3項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の

承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第38条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、成果物の修補による履行の追完を請求することができる。

2 乙は、成果物が契約不適合である恐れがあると認識した場合は、速やかに甲に通知し、履行の追完に関する甲の請求に従うものとする。

3 乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

4 甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託金額の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第39条 甲は、引き渡された成果物に関し、第34条第3項又は第4項の規定による引渡しを受けた日から1年以内(以下「契約不適合責任期間」という。)でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、委託金額の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の請求等は、書面により、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 甲が契約不適合責任期間の内に契約不適合を知り、その具体的な契約不適合の内容を乙に通知した場合において、甲が当該通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等をすることができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

6 第1項から第4項までの規定が適用される場合には、民法第637条第1項の規定は、適用しないものとする。

7 甲は、成果物の検査の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書等の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状に

より生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（遅行遅滞の場合における損害金等）

第40条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金を請求する場合には、契約書記載の請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を除き、民事法定利率の割合で計算した額を損害金として請求するものとする。ただし、遅行・遅滞の程度が軽微で、かつ機構の業務に特に支障を生じないと認められるときは、損害金の金額を低減し、又は免除することができる。

（甲の解除権）

第41条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- 三 実施責任者等を配置しなかったとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約の条項に違反したと認めたとき。
- 五 第43条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（甲の都合による解除権）

第42条 甲は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第43条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 第22条の規定により仕様書等を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき
- 二 第23条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6ヶ月を超えるときは、6ヶ月）を超えたとき、ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 三 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その賠償を甲に請求することができる。

（解除の効果）

第44条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。ただし、部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、

甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金額（以下「既履行部分代金額」という。）を乙に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分代金額は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（解除に伴う措置）

第45条 乙は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、契約が解除された場合において、作業現場に乙が所有又は管理する業務の出来形部分（部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第13条第2項の規定により、乙から業務の一部を再委託された者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより甲又は乙が負担する。

- 一 業務の出来形部分に関する撤去費用等、契約の解除が第41条によるときは乙が負担し、第42条又は第43条によるときは甲が負担する。
- 二 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等は乙が負担する。

4 第2項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異論を申し出ることができず、また、甲が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、甲が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第41条によるときは甲が定め、第42条又は第43条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

（秘密の保持）

第46条 甲及び乙は、業務により知り得た相手方の秘密情報（個人情報含む。）については、これを適正に管理し、保持しなければならない。

2 甲及び乙は、個人情報を除く相手方の秘密情報について、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、第三者に開示及び漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には該当しない。

- 一 開示時点ですでに公知であった場合。
- 二 開示時点ですでに甲または乙が正当に所有していた場合。
- 三 開示後、甲または乙の責に帰することなく公知となった場合。
- 四 甲または乙が開示された情報によることなく独自に開発した場合。
- 五 甲または乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得した場合。

3 甲及び乙は、必要に応じて、相手方において自らの秘密情報が適正に取扱われているかを確認するため相手方と日程及び監査方法を協議の上、監査を行うことができるものとする。

- 4 甲及び乙は、相手方からの秘密情報の取扱い状況について報告を求められた場合、速やかにこれを相手方に報告しなければならない。
- 5 甲又は乙において、秘密情報の漏えい等の事故が発生し、または発生したおそれがある場合、甲又は乙はただちに相手方に対してその内容を報告するとともに、相手方と協議の上、適切に措置を講じなければならない。
- 6 第2項にかかわらず、以下に該当する場合、甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、秘密情報を開示することができる。
  - 一 法令または司法もしくは行政当局の命令等により開示が義務付けられた場合において、甲又は乙が当該法令若しくは命令等に従って開示する場合

#### (秘密情報の安全管理)

- 第47条 甲及び乙は、相手方の秘密情報を取扱うにあたっては、その目的外利用を禁止するものとし、業務の履行に必要な範囲内において、これを行わなければならない。
- 2 甲及び乙は、業務により知り得た相手方の秘密情報の適正管理を図るため、必要かつ適切な安全管理措置を講じるとともに、相手方の秘密情報を取扱う従業員に対して、当該情報を適正に管理するよう適切な指導・教育を行わなければならない。
  - 3 甲及び乙は、業務の履行に必要な範囲内において、相手方の秘密情報を取扱う従業員及び区域を限定しなければならない。
  - 4 甲及び乙は、相手方の指示するところに従い、安全に十分配慮した適切な方法により相手方の秘密情報を授受しなければならない。
  - 5 業務の履行のために秘密情報のうち個人情報を取扱う場合については、次の各号のとおりとする。
    - 一 乙は、業務の履行までに、甲の個人情報を取扱う従業員の名簿等を甲に提出するものとする。なお、これを変更する場合も同様とする。
    - 二 甲及び乙は、業務が完了した場合は、相手方の指示に従い、相手方から提供を受けた個人情報ならびにその複製物及び複写物の全てを相手方に返還し、または廃棄しなければならない。
    - 三 甲は、乙に対して、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報のうち、乙に提供する甲の個人情報（甲の顧客等に係るものを含み、公知または非公知の別を問わない。）が、法律等（諸官庁が定めるガイドライン、指針、通達等を含む。）が要求している必要な要件および手続を具備したものであることを表明するものとする。

#### (個人情報の開示及び下請・委任に関する取扱い)

- 第48条 甲及び乙は、相手方の個人情報について、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、第三者に開示してはならない。ただし、法令、政府、裁判所、官公署その他からの命令等に基づき報告、説明、資料提出等の情報開示を求められた場合は、この限りでない。
- 2 乙は、業務の履行のため、第13条にかかわらず、甲の個人情報の取扱いを下請または委任する必要がある場合は、事前に、甲に対して書面により再委託者や業務の内容等を通知し、甲の承認を得なければならない。
  - 3 前項の場合、甲は、再委託者に対し、甲の個人情報の取扱いに関して、本契約に定めるところと同様の内容を定めるとともに、再委託者の管理を適切に行わなければならない。また、甲が乙とともに再委託者の個人情報の取扱状況を監査できるようあらかじめ再委託者の承認を得るものとする。

#### (個人情報の取扱状況に関する監査及び報告)

- 第49条 甲及び乙は、事前に相手方と日時等及び監査方法等を協議の上、相手方において自らの

- 個人情報 that 適正に取扱われているかを確認するため監査を行うことができるものとする。
- 2 甲及び乙は、相手方から個人情報の取扱状況について報告を求められた場合、速やかにこれを相手方に報告しなければならない。

#### (保険)

- 第50条 乙は、仕様書等に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

#### (損害賠償)

- 第51条 甲及び乙は、本契約の履行に関して、相手方の責めによる事由で現実に損害を被った場合、相手方に対して、直接かつ通常の損害（逸失利益及び偶発損失などの特別損失を含まない。）を請求することができるものとし、損害賠償の累計金額は委託金額を上限とする。

#### (賠償金等の請求)

- 第52条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額と、甲の支払うべき委託金額とを相殺し、なお不足があるときは当該不足額を請求するものとする。
- 2 前項の相殺又は請求をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき民事法定利率の割合で計算した遅延損害金を請求することができる。

#### (契約書の発効日)

- 第53条 この契約書は、契約締結日から効力を有する。

#### (存続条項)

- 第54条 本契約が期間満了又は解除により終了した場合であっても第1条（総則）第12項、第6条（知的財産権の譲渡等）、第8条（ノウハウの指定）、第11条（財産の管理）、第12条（財産の処分）、第31条（第三者に及ぼした損害）、第38条（契約不適合責任）、第39条（契約不適合責任期間等）、第44条（解除の効果）、第45条（解除に伴う措置）、第46条（秘密の保持）、第47条（秘密情報の安全管理）、第48条（個人情報の開示及び下請・委任に関する取扱い）、第49条（個人情報の取扱状況に関する監査及び報告）、第51条（損害賠償）、第52条（賠償金等の請求）、及び第56条（契約外の事項）の定めは有効に存続する。

#### (契約の公表)

- 第55条 乙は、本契約の名称、契約金額ならびに乙の氏名及び住所等が公表されることに同意するものとする。

#### (契約外の事項)

- 第56条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて様式第4のとおり、乙が甲に対し回答を求め、甲乙協議して定める。

## 特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 1 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき
  - 一 独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき
  - 二 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
  - 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 2 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 3 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各項のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)に予定数量を乗じた金額の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法が定める法定利率の割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等

に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団であるとき

- 二 役員等が、自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再委任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等の解除対象者であることを知りながら下請負人等と契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、第4条各号に定める事由に該当する場合又は前条第2項の規定により解除することができる場合には、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第3項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法が定める法定利率の割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

